

生活経済学会企画委員会設置規程

第 1 条 本会会則第 15 条に定める企画委員会（以下「委員会」という）の設置は、本規程による。

第 2 条 委員会は、次の事項に関する企画・立案等の活動を行う。

- (1) 本会及びその運営に関する基本的理念や方針に関する事項
- (2) 研究体系の取り纏めと公刊ならびに本会の研究・教育計画とその運営・管理に関する基本的事項
- (3) その他理事会又は担当理事会が特に付託した事項

第 3 条 委員会は、原則として委員 6 名以上で組織する。

- 2 委員は、正副会長、編集委員長、その他の委員から構成される。
- 3 その他の委員のうち少なくとも 1 名については、担当理事の中から会長が指名し、委嘱するほか、必要に応じて会員の中から会長が委嘱することができる。

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、連続 3 期を除き再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条 委員長は会長が指名し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員の互選した者が、その職務を代行する。

第 6 条 委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

第 7 条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

第 8 条 本規程の改廃については、理事会で決定し、総会の承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2014年度の総会において承認された日をもって施行する。